

I 基金の概要

1 業務の内容

野菜供給安定基金（以下「基金」という。）は、野菜生産出荷安定法（以下「野菜法」という。）に基づき、次の業務を実施している。

(1) 指定野菜価格安定対策事業

野菜の消費量が相対的に多く国民消費生活にとって重要な指定野菜（資料1参照）の価格が著しく低落した場合に、国、道府県及び登録出荷団体（基金の登録を受けた出荷団体）又は登録生産者（基金の登録を受けた生産者）（以下「登録出荷団体等」という。）により造成された資金を原資として、野菜指定産地（指定野菜の出荷の安定を図るため、指定野菜の集団産地として形成することが必要であるとして農林水産大臣が指定するもの）の生産者に登録出荷団体を通じて、又は登録生産者に直接に、価格差補給金を交付する。

(2) 契約指定野菜安定供給事業

登録出荷団体等が指定野菜の加工、販売等の事業を行う者との間で対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜）の供給に係る契約を締結している場合において、国、道府県及び登録出荷団体等により造成された資金を原資として、その価格が著しく低落した場合に生産者補給交付金等を交付するとともに、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足を生じ、これと同一の種別に属する指定野菜を確保する必要があるときにその確保に要する費用に充てるための交付金を交付する。

(3) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

野菜の需給及び価格の安定上指定野菜に準じる重要な野菜として特定野菜等の価格の安定を目的として、都道府県の区域を単位として設立された民法法人（以下「県法人」という。）が行う価格差補給交付金等の交付事業に対し助成を行う。

(4) 契約特定野菜等安定供給促進事業

県法人が行う契約特定野菜等安定供給事業に対し助成を行う。

(5) 保管施設管理事業

消費地における需給調整機能を高めるため、大規模低温貯蔵庫の設置及び管理運営を行う。

(6) 重要野菜等緊急需給調整事業

指定野菜の中でも特にキャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさい及び夏秋レタスの著しい価格変動に対処するため、（社）全国野菜需給調整機構（以下「需給調整機構」という。）が行う緊急需給調整事業の実施に必

要な経費の一部を同機構に助成するとともに、特定野菜等の価格低落に対処するため、価格回復緊急出荷調整交付金を交付した県法人に対し助成を行う。

加えて、価格高騰に対処するため緊急出荷等の供給確保需給調整を行った生産者に対して生産出荷団体が出荷奨励金を交付する事業に対し助成を行う。

また、無登録農薬の販売使用による出荷の自粛、豊作による需給不均衡等により、野菜生産者の経営に著しい支障が及んでいる実情にかんがみ、野菜生産者が経営を維持・安定させるために借り入れる資金の利子補給を緊急かつ機動的に実施するため、県法人を通じて助成を行う（野菜農家経営維持安定利子補給事業）。

(7) 野菜の流通及び消費の合理化に関する事業

① 野菜消費者情報提供事業

健康維持上の重要性、合理的な購買方法及び調理方法の啓発、野菜の市況、入荷状況等野菜を購入する際の判断に資する情報の提供等を、ホームページ、パンフレット等の製作・配布等を通じて行う。

② 野菜情報利用高度化促進事業

野菜に関するデータベースの更新に必要な情報収集を行うとともに、中国及び韓国以外の生産出荷動向等の調査を行う。

(8) 生鮮野菜輸入先国生産出荷動向等調査事業

輸入が増加している野菜の主要な輸入先国（中国、韓国）の生産出荷動向等について、情報の収集・分析・提供を行う。

(9) 野菜情報総合把握システム構築事業

野菜の生産・流通・消費に関する情報を一元的に収集・分析し、データベース化するとともに、インターネットを通じて提供するシステムの構築を図る。

(10) 契約取引推進円滑化事業

契約取引において生産者と実需者を仲介するコーディネーターバンクの設立、契約取引における代金決済を円滑に行うためのシステムの構築等を行う。

(11) 野菜構造改革促進特別対策事業

輸入野菜の急増により影響を受けている生産者自らが国内野菜産地の構造改革を推進するため、野菜の生産・流通体制の改革につながる活動等の取組を行う出荷団体等に対して、県法人を通じて助成を行う。

2 事務所の所在地

東京都千代田区一番町 19 番地 全国農業共済会館内

3 基金の沿革

野菜価格の高騰が大きな社会問題となったことを受け、昭和 41 年に野菜法が制定された。この法律に基づき、「たまねぎ」に係る価格安定事業を行っていた（財）青果物生産安定資金協会及び「キャベツ」に係る価格安定事業を行っていた（財）野菜指定産地生産安定資金協会が統合され、（認）野菜生産出荷安定資金協会が設立された。同協会の事業対象野菜として「はくさい」が加えられるとともに、同法では、指定野菜、野菜指定産地、指定消費地域等が定められ、指定消費地域における指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、（認）野菜生産出荷安定資金協会が登録出荷団体を通じて価格差補給交付金を交付することとされた。

その後、昭和 44 年から 45 年にかけて気象災害や天候不順による秋冬野菜の価格の高騰が再び社会問題化し、昭和 46 年に生鮮食料品価格安定対策本部が農林省に設置され、総合的な野菜対策の検討が行われた。

この結果、昭和 47 年に（財）野菜価格安定基金が設立され、たまねぎ等の売買、保管、遠隔地から大都市への緊急輸送、消費地における大規模低温貯蔵庫の設置、生鮮食料品の情報提供事業が推進されることとなった。

さらに、昭和 48 年の狂乱物価と急激なインフレの進行、野菜消費の多様化と稻作転換の進展等による指定野菜以外の野菜価格安定対策の必要性、継続する物価上昇の中での野菜高騰対策の拡充の要請等を背景として、昭和 50 年に野菜制度及びその運営の見直し検討を行う「野菜制度研究会」が開催され、その検討結果を受けて、昭和 51 年に野菜法が大改正され、指定野菜に係る価格補てん事業の指定消費地域を地方都市にまで拡大する一方、指定野菜以外の野菜について価格補てん事業を行う県法人に対する助成を業務に位置づける等の措置が講じられるとともに、（認）野菜生産出荷安定資金協会と（財）野菜価格安定基金が統合され、野菜価格安定制度を効率的に行う（認）野菜供給安定基金が設立された。

4 根拠法

野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）

5 主務大臣

農林水産大臣

6 評議員会（平成 15 年 9 月 30 日現在）

25 人以内

| 氏名 | 現職 | 氏名 | 現職 |
|-------|-------------------------|-------|-------------------------|
| 新井昌一 | 全国農業協同組合連合会群馬県本部運営委員会会长 | 中村靖彦 | 明治大学客員教授 |
| 飯田猛 | (社)全国青果卸売市場協会会長 | 中村祐三 | 全国農業協同組合中央会常務理事 |
| 石尾晃義 | 北海道青果商業協同組合理事長 | 兵藤宗郎 | (社)日本施設園芸協会会長 |
| 今井和男 | 全国農業協同組合連合会兵庫県本部運営委員会会长 | 藤島廣二 | 東京農業大学教授 |
| 大山端 | 高知県園芸農業協同組合連合会代表理事会会长 | 藤田近男 | 中島董商店理事 |
| 小笠原莊一 | 日本チェーンストア協会常務理事 | 持丸隆 | 全国青果卸売協同組合連合会会長 |
| 片桐純平 | 日本生活協同組合連合会常務理事 | 安田壽男 | 全国農業協同組合連合会福島県本部運営委員会会长 |
| 瀬川理右門 | 全国農業協同組合連合会岩手県本部運営委員会会长 | 山本文二郎 | 農政ジャーナリスト |
| 中村壽美子 | フードジャーナリスト | 和田正江 | 主婦連合会参与 |
| 中村武雄 | 茨城県農林水産部長 | | |

7 資本金（基本財産）

(単位：百万円)

| 区分 | 14年度末残高 | 15年度増減額 | 15年9月末残高 |
|---------|---------|---------|----------|
| 総額 | 148 | 0 | 148 |
| うち政府交付金 | 100 | 0 | 100 |

注：政府交付金は、(認)野菜生産出荷安定資金協会当時に受け入れたものである。

8 役員（平成 15 年 9 月 30 日現在）

①常勤役員

定数：理事長 1 名、理事 3 名、監事 1 名

| 役職名 | 氏名 | 任期 | 最終官職 |
|-----|------|-----------------------|------------------------------------|
| 理事長 | 黒木敏郎 | 平成12年10月1日～平成15年9月30日 | 衆議院事務局農林水産委員会調査室長 (農林水産省東北農政局長) |
| 理事 | 伊藤元 | 平成14年4月1日～平成15年9月30日 | 農林水産省近畿農政局長 |
| | 山口勝朗 | 平成12年10月1日～平成15年9月30日 | 食糧庁次長 |
| | 咲花茂樹 | 平成12年10月1日～平成15年9月30日 | 農林水産省九州農政局長 |
| 監事 | 和田昭八 | 平成14年4月16日～平成15年9月30日 | 農林水産大臣官房厚生課長 |

注：任期は 3 年

②非常勤役員

定数：理事 10 名、監事 1 名

| 役職名 | 氏名 | 任 期 | 現 職 |
|------------|---------|-----------------------|--------------------------------------|
| 非常勤 理 事 | 池 上 幸 江 | 平成12年10月1日～平成15年9月30日 | 大妻女子大学 教授 |
| | 伊 沢 寿 男 | 平成14年10月1日～平成15年9月30日 | 千葉県農林水産部長 |
| | 市 川 吉三郎 | 平成12年10月1日～平成15年9月30日 | 全国青果物商業協同組合連合会 会長 |
| | 岡 田 明 輝 | 平成12年10月1日～平成15年9月30日 | (社) 全国中央市場青果卸売協会 会長 (農林水産省近畿農政局長) |
| | 佐 藤 俊 彰 | 平成14年10月1日～平成15年9月30日 | ホクレン農業協同組合連合会 代表理事副会長 |
| | 錦 野 斎 彦 | 平成14年10月1日～平成15年9月30日 | 徳島県農林水産部長 |
| | 野 村 弘 | 平成12年10月1日～平成15年9月30日 | 愛知県経済農業協同組合連合会 経営管理委員会 会長 |
| | 羽 田 正 治 | 平成14年10月1日～平成15年9月30日 | 宮崎県経済農業協同組合連合会 代表理事會長 |
| | 宮 下 弘 | 平成14年10月1日～平成15年9月30日 | 全国農業協同組合連合会 常務理事 |
| | 渡 邊 美 直 | 平成12年10月1日～平成15年9月30日 | 全国農業協同組合連合会長野県本部運営委員会 副会長 |
| 非常勤 監 事 | 石 川 光 男 | 平成14年10月1日～平成15年9月30日 | 静岡県経済農業協同組合連合会 経営管理委員会 会長 |

注：任期は 3 年

現職の欄の()書きは、最終官職

9 職 員

| 区 分 | 14年度末 | 15年度増減 | 15年9月末 |
|------|-------|--------|--------|
| 職員定数 | 50 人 | 0 人 | 50 人 |